ハローワーク長野 情報通信

令和7年5月

長野公共職業安定所

電話 026-228-1300

〔令和7年6月27日発表〕 R7-2

求人・求職の動き

有効求人倍率

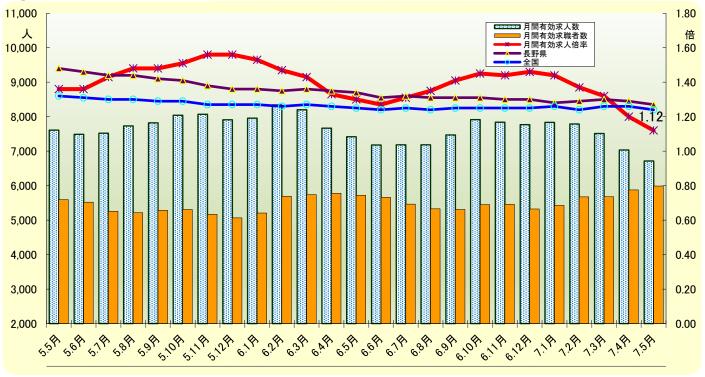
有効求人数

1.12

- ◆ 5月の月間有効求人倍率は1.12倍となり、前年同月比0.18ポイントの減少となった。
- ◆ 月間有効求人数は前年同月比▲9.5%(▲703人)となり13か月連続しての減少となった。
- ◆ 月間有効求職者数は前年同月比4.7%(269人)の増加となった。

令和7年5月 長野県 1.27倍(全国21位) 全 国 1.24倍

1 有効求人倍率の推移



全国及び長野県は季節調整値です。

季節調整値の再計算が行われ、令和6年12月以前の全国及び長野県の数値は改定されています。

なお、ハローワーク長野は実数値です。

ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で 求職登録した求職者数等が含まれている。

過去2年間の状況

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
最近年	1.27	1.31	1.35	1.41	1.45	1.44	1.46	1.44	1.37	1.32	1.20	1.12
前年	1.36	1.43	1.48	1.48	1.51	1.56	1.56	1.53	1.47	1.43	1.33	1.30

② 新規求人・月間有効求人の状況

◆ 5月の新規求人数は、全数で前年同月比▲13.3%(▲335人)の減少となった。うち常用(パートを除く)は▲11.2%(▲152人)の減少、パートは▲13.3%(▲140人)の減少となった。月間有効求人数は、全数で前年同月比▲9.5%(▲703人)の減少となった。うち常用(パートを除く)は▲6.3%(▲261人)、パートは▲12.2%(▲353人)の減少となった。

	_		6.5	6.6	6.7	6.8	6.9	6.10	6.11	6.12	7.1	7.2	7.3	7.4	7.5
	全	数	2,513	2,195	2,919	2,485	2,393	3,369	2,451	2,355	3,290	2,608	2,286	2,833	2,178
		前年比(%)	▲ 1.6	▲10.7	▲ 1.1	▲ 7.9	▲ 3.6	2.4	▲ 10.6	▲ 1.9	3.0	▲ 17.0	▲9.7	▲ 0.5	▲ 13.3
ж .		うち 常 用	1,356	1,236	1,680	1,368	1,307	1,824	1,285	1,276	1,823	1,329	1,195	1,681	1,204
新規求		前年比(%)	5.9	▲ 9.4	1.2	▲ 7.9	▲ 5.8	▲ 2.0	▲ 14.5	1.3	4.0	▲ 15.2	▲8.1	2.9	▲ 11.2
人		うち パート	1,051	842	1,067	975	969	1,355	1,039	921	1,274	1,152	1,003	1,002	911
数		前年比(%)	1.0	▲ 14.3	▲ 6.0	▲ 1.3	3.1	5.2	0.3	▲0.4	2.2	▲ 17.5	▲ 9.1	▲ 4.5	▲ 13.3
	常用]のうち正社員	984	1,025	1,266	1,052	1,053	1,374	1,003	1,055	1,344	986	975	1,306	980
		前年比(%)	2.9	▲ 2.3	1.3	▲ 7.6	▲ 2.9	▲ 4.3	▲ 16.1	8.5	3.9	▲ 10.0	▲ 1.6	7.7	▲ 0.4
		に占める 員の割合(%)	39.2	46.7	43.4	42.3	44.0	40.8	40.9	44.8	40.9	37.8	42.7	46.1	45.0
	全	数	7,417	7,179	7,186	7,182	7,468	7,913	7,840	7,768	7,834	7,788	7,513	7,035	6,714
月 間		前年比(%)	▲ 2.5	▲ 4.1	▲ 4.5	▲ 7.1	▲ 4.5	▲ 1.6	▲ 2.9	▲ 1.8	▲ 1.5	▲ 6.6	▲ 8.4	▲8.2	▲ 9.5
月間有効求		うち 常 用	4,149	4,106	4,132	4,121	4,216	4,409	4,339	4,227	4,288	4,243	4,098	4,011	3,888
求人		前年比(%)	▲ 2.6	▲ 2.6	▲0.6	▲ 5.5	▲ 3.8	▲ 2.9	▲ 5.0	▲ 4.3	▲ 3.0	▲ 5.5	▲ 6.1	▲ 5.3	▲ 6.3
数		うち パート	2,896	2,729	2,722	2,692	2,844	3,102	3,099	3,099	3,100	3,103	3,049	2,696	2,543
		5月の月間 有効求人倍	▲ 1.1	▲ 5.4	▲ 6.6	▲ 6.9	▲ 3.4	1.6	1.6	3.6	3.1	▲ 7.3	▲ 9.3	▲10.9	▲ 12.2

[※]全数には臨時・季節を含み、うち常用はパートを含まない。

3 新規求人の産業別割合 (パートを含む)

◆ 新規求人数で前年同月より減少した業種としては、主に【E製造業】で同比▲4.3%(▲12人)、【P医療・福祉】で▲11.9%(▲56人)、【R サービス業】で▲44.7%(▲278人)

新規求人数で前年同月より増加した業種としては、主に【D建設業】で同比11.3%(24人)、【H運輸業・郵便業】で同比22.0%(11人)、【M宿泊・飲食サービス業で4.0%(6人)、【N生活関連サービス業,娯楽業】14.6%(13人)、【0教育,学習支援業】87.9%(29人)

産業別	新規求人数(人)	前年比(%)	産業別	新規求人数(人)	前年比(%)
全 数	2,178	▲ 13.3	G情報通信業	50	▲ 5.7
D 建設業	236	11.3	H 運輸業·郵便業	61	22.0
E製造業	264	▲ 4.3	I 卸売業·小売業	267	▲0.7
09 食料品	50	▲30.6	J·K 金融·保険·不動産業	75	11.9
15 印刷•同関連	4	▲55.6	M 宿泊・飲食サービス業	155	4.0
18 プラスチック	2	▲33.3	76 飲食店	51	59.4
24 金属製品	10	11.1	N 生活関連サービス・娯楽業	102	14.6
25はん用機械器具	1	▲90.0	O 教育学習支援業	62	87.9
27 業務用機械器具	0	▲100.0	P 医療•福祉	414	▲ 11.9
28 電子部品・デバイ ス・電子回路	30	275.0	R サービス業	344	▲ 44.7
29 電気機械器具	115	0.0	91 職業紹介·労働 者派遣業	86	▲ 14.9
31 輸送用機械器具	2	▲ 71.4	その他の産業	148	▲33.6
その他の産業には	「A.D.典。林.海类」	「C就类, 功工类, 功	近	t 供 炒, 水 送 「T 学 2	长瓜龙, 亩田, 廿

その他の産業には、「 $A \cdot B$ 農・林・漁業」「C鉱業・砕石業・砂利採取業」「F電気・ガス・熱供給・水道」「L学術研究・専門・技術サービス」「Q複合サービス」「 $S \cdot T$ 公務」を含みます。

4 新規求職・月間有効求職の状況

◆ 5月の新規求職者数は、全数で前年同月比▲5.9%(▲65人)の減少となった。うち常用 (パートを除く) は▲13.9%(▲91人)の減少となり、パートは5.6%(25人)の増加となっ た。月間有効求職者数は、全数で前年同月比で4.7%(269人)の増加となった。うち雇用保険 受給者数は▲0.8%(▲10人)の減少となった。また、常用の求職者も0.5%(16人)の増加と なった。

			6.5	6.6	6.7	6.8	6.9	6.10	6.11	6.12	7.1	7.2	7.3	7.4	7.5
	全	数	1,106	859	879	796	920	979	874	792	1,127	1,121	1,012	1,393	1,041
新		前年比(%)	8.9	▲ 12.2	0.7	▲10.7	▲ 5.1	▲ 1.5	▲0.3	▲ 6.0	▲ 2.7	▲10.8	▲0.9	4.3	▲5.9
規求		うち 常 用	657	507	529	505	552	606	495	450	660	645	571	743	566
新規求職者数		前年比(%)	12.3	▲ 13.9	▲0.8	▲ 11.2	▲ 4.3	▲ 1.5	▲ 7.5	▲ 6.6	▲ 5.4	▲ 13.0	▲5.1	1.5	▲13.9
数		うち パート	448	351	348	289	367	371	344	262	459	470	438	646	473
		前年比(%)	4.9	▲ 9.1	3.6	▲ 10.0	▲ 6.4	▲ 1.3	10.6	▲ 6.1	1.3	▲8.0	5.8	8.9	5.6
	全	数	5,720	5,663	5,465	5,326	5,309	5,452	5,459	5,323	5,425	5,677	5,679	5,875	5,989
月間		前年比(%)	2.2	2.6	3.9	2.1	0.4	2.7	5.6	5.1	4.2	▲0.3	▲ 1.1	1.7	4.7
月間有効求職者数		うち雇用保険 受給者	1,313	1,384	1,454	1,432	1,395	1,357	1,298	1,244	1,255	1,187	1,149	1,212	1,303
求職		前年比(%)	▲5.4	▲ 5.3	0.1	▲0.6	▲ 2.4	0.1	2.7	3.2	▲0.2	▲ 2.4	▲ 6.1	▲3.3	▲0.8
者数		うち 常 用	3,161	3,122	3,051	3,003	2,967	3,069	3,006	2,900	2,976	3,105	3,121	3,166	3,177
		前年比(%)	3.4	3.5	4.0	1.1	▲0.8	1.9	2.8	2.6	2.3	▲ 1.6	▲3.5	▲ 1.0	0.5

[※]全数には臨時・季節を含み、うち常用はパートを含まない。

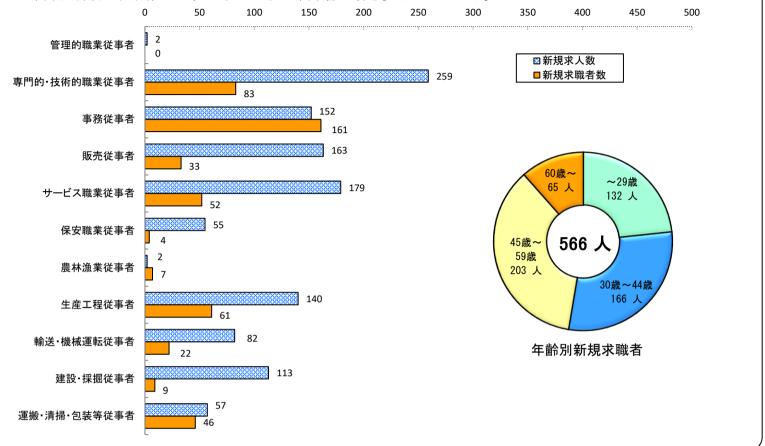
5 職業紹介・就職の状況 (パートを含む)

◆ 5月の紹介件数は全数で前年同月比▲9.0% (▲102人)の減少となり、就職件数は同比▲ 4.9%(▲16人)の減少となった。新規求職者に対する就職率は前年同月より0.3ポイント増加した。

	_		6.5	6.6	6.7	6.8	6.9	6.10	6.11	6.12	7.1	7.2	7.3	7.4	7.5
	全	数	1,133	916	916	833	930	1,039	899	742	1,287	1,859	1,267	1,137	1,031
紹介		うち雇用保険 受給者	226	181	220	205	190	236	220	177	206	251	206	185	221
介件数		前年比(%)	12.4	▲ 12.3	▲3.8	▲ 10.3	▲ 6.7	12.3	▲ 7.3	▲0.3	6.0	▲ 3.1	▲5.7	6.2	▲9.0
	有效	助求職者に対 する紹介率	19.8	16.2	16.8	15.6	17.5	19.1	16.5	13.9	23.7	32.7	22.3	19.4	17.2
	全	数	326	315	281	242	257	290	256	282	259	418	557	280	310
就職件数		うち雇用保険 受給者	75	71	75	69	73	64	66	78	67	65	89	58	70
件 数		前年比(%)	▲ 1.5	▲0.3	▲ 1.1	▲ 10.0	▲ 17.6	▲ 11.0	2.0	▲8.7	10.2	7.2	▲ 6.4	▲23.9	▲ 4.9
	新規	見求職者に対 する就職率	29.5	36.7	32.0	30.4	27.9	29.6	29.3	35.6	23.0	37.3	55.0	20.1	29.8

6 職業別新規求人・求職、年齢別新規求職者の状況(パートを除く常用)

- ◆パートを除く新規常用求職者数は566人で、前年同月比で▲13.9%(▲91人)減少した。
- ◆新規求人・求職者数を職業別に対比してみると、事務従事者及び農林漁業従事者を除き求**人数が** 求職者数を上回っている。
- ◆年齢別新規求職者数では、45歳~59歳が年齢層が最も多くなっている。



新規求職者の態様別状況の推移 (パートを除く常用)

- ◆在職者は前年同月比▲13.5%(▲35人)減少し、離職者は同比▲12.8%(▲43人)減少した。
- ◆事業主都合の離職者は前年同月比▲6.1%(▲4人)減少し、自己都合離職者は同比▲12.2%(▲30人)減少した。
- ◆無業者は前年同月比で▲21.0%(▲13人)減少した。

			6.5	6.6	6.7	6.8	6.9	6.10	6.11	6.12	7.1	7.2	7.3	7.4	7.5
在職	者		259	236	238	212	255	280	242	222	317	345	287	272	224
	前年	司月比	18.8	▲9.2	4.8	▲ 21.8	▲ 7.6	▲ 1.1	4.3	▲ 6.7	▲8.4	▲ 17.9	7.9	13.3	▲13.5
離職	者		336	222	255	254	252	289	217	201	301	264	252	412	293
	前年	司月比	7.3	▲22.6	▲3.8	3.7	▲ 6.0	▲0.3	▲ 14.2	▲9.9	0.0	▲8.7	▲8.7	▲ 5.1	▲12.8
	うち事業 離職者	羊主都合	66	44	54	50	47	55	49	54	58	54	45	123	62
		前年同月比	▲ 4.3	▲33.3	▲8.5	▲3.8	0.0	▲ 1.8	▲ 12.5	12.5	▲ 13.4	▲10.0	▲25.0	16.0	▲ 6.1
	うち自己 職者	都合離	246	166	193	192	188	223	159	125	222	191	189	253	216
		前年同月比	6.0	▲20.2	0.5	4.3	▲ 9.2	0.9	▲ 15.0	▲ 24.2	1.8	▲9.9	▲ 3.6	▲ 10.9	▲ 12.2
無業	者		62	49	36	39	45	37	36	27	42	36	32	59	49
	前年	司月比	14.8	16.7	▲ 12.2	▲ 26.4	36.4	▲ 11.9	▲28.0	28.6	▲ 17.6	12.5	▲ 46.7	1.7	▲21.0

(新規求職者の態様別状況は、速報値であり修正があり得ます。)

8 人員整理状況 (1件あたり10人以上)

		6.5	6.6	6.7	6.8	6.9	6.10	6.11	6.12	7.1	7.2	7.3	7.4	7.5
件	数	1	0	0	1	0	0	1	0	0	1	1	0	1
人	数	13	0	0	11	0	0	15	0	0	26	35	0	14

[※]令和6年11月は整理対象者が全員県外者のため、労働局の公表には含まれていません。

雇用保険の状況

9 雇用保険適用事業所・被保険者・給付金受給者の状況

- ◆ 受給資格決定件数は、前年同月比で4.0%(15人)増加した。
- ◆ 受給者実人員は、前年同月比で3.3% (32人) 増加した。

		6.5	6.6	6.7	6.8	6.9	6.10	6.11	6.12	7.1	7.2	7.3	7.4	7.5
事業所	月末現在数	5,501	5,501	5,509	5,513	5,460	5,470	5,466	5,468	5,470	5,468	5,463	5,463	5,459
	前年同月比(%)	0.1	▲0.1	▲0.1	▲0.1	0.0	▲0.1	▲0.3	▲0.3	▲0.3	▲0.4	▲0.4	▲0.5	▲0.8
資格	取得数	3,381	1,690	1,268	1,173	986	1,274	1,085	1,109	1,031	971	1,091	2,632	3,300
資格	喪失数	1,397	1,113	1,384	1,133	1,179	1,688	1,164	1,118	1,561	1,057	1,138	3,498	1,398
被保険	者月末現在数	117,028	117,537	117,438	117,788	117,643	117,085	116,945	116,940	116,482	116,392	116,288	115,442	117,290
	前年同月比(%)	▲ 1.4	▲ 1.1	▲ 1.0	▲0.6	▲0.6	▲0.8	▲0.9	▲0.8	▲0.7	▲0.6	▲0.5	0.4	0.2
受給資	格決定件数	374	229	208	221	208	229	165	172	241	175	181	357	389
	前年同月比(%)	19.5	▲ 12.6	5.1	▲3.9	14.9	▲5.4	▲5.7	▲ 7.0	8.6	▲ 11.6	▲ 13.4	9.8	4.0
	手当受給 人員数	962	1,009	1,132	1,127	1,079	1,085	1,002	999	967	907	859	857	994
	前年同月比(%)	▲ 4.5	▲ 6.7	1.8	0.9	3.5	6.1	4.9	8.5	4.4	0.2	▲3.7	▲ 1.2	3.3

経過措置に基づく基準対象者に限定した継続雇用制度を利用している事業主の皆さまへ

経過措置期間は2025年3月31日までです 4月1日以降は別の措置により、 高年齢者雇用確保措置を講じる必要があります

平成24年度までに、労使協定により継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めていた事業主は、現在は経過措置として、老齢厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢以上の年齢の者について継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めることが認められていますが、その経過措置も2025年3月31日をもって終了します。

■ 経過措置の流れ



- 2025(令和7)年4月1日以降は、高年齢者雇用確保措置*として 以下のいずれかの措置を講じる必要があります。
 - 定年制の廃止
 - 65歳までの定年の引き上げ
 - 希望者全員の65歳までの継続雇用制度の導入
- ※ 高年齢者雇用安定法第9条第1項に基づき、定年を65歳未満に定めている事業主は、 雇用する高年齢者の65歳までの安定した雇用を確保するための措置を講じなければ なりません。
- ◆ ご不明点がございましたら、最寄りのハローワークにお問い合わせください。

学厚生労働省

都道府県労働局・ハローワーク

LL06322高01

事業主のみなさまへ

障害者の法定雇用率引上げ∠支援策の強化について

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実 現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。 この法定雇用率の引上げと、障害者雇用の支援策の強化についてお知らせいたします。

Point ①

(令和6年4月以降) 障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます。

	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3% ⇒	2.5% ⇒	2.7%
対象事業主の範囲	43.5人以上	40.0人以上	37.5人以上

▶障害者を雇用しなければならない対象事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年 6 月 1 日時点での障害者雇用状況のハローワークへの報告◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の選任(努力義務)

Point ②

除外率が引き下げられました。(令和7年4月)

各除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられ、合和7年4月1日から以下のよ <u> うに変わりました。(</u>これまで除外率が10%以下であった業種は除外率制度の対象外となりました。) 除外率が、

除外率	2 %	10%	1 5%	20%	2 5%	30%	3 5 %	40%	4 5 %	20%	20%
除外率設定業種	・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・貨物運送取扱業(集配利用運送業を除く)	・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業 (信書便事業を含む)	・港湾運送業・警備業	・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関 ・介護老人保健施設 ・介護医療院	・林業 (狩猟業を除く)	・ 金属鉱業 ・ 児童福祉事業	・特別支援学校(専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く)	・石炭・亜炭鉱業	・道路旅客運送業・小学校	・幼稚園・・幼保連携型認定こども園	・船員等による船舶運航等の事業



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL070401障02



障害者雇用における障害者の算定方法が変更となりました。

▶精神障害者の算定特例の延長(令和5年4月以降)

当分の間、雇用率上、雇入れか らの期間等に関係なく、1カウントとして算定できるようになりました。 週所定労働時間が20時間以上30時間未満の精神障害者について、

一部の週所定労働時間20時間未満の方の雇用率への貸定(令和6年4月以降)。

週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者につ いて、雇用率上、0.5カウントとして算定できるようになりました。



障害者雇用のための事業主支援を強化しました。(令和6年4月以降)

原則無料で、雇入れやその雇用継続を図るた めに必要な一連の雇用管理に関する相談援助を受けることができるようになりました。 ▶「障害者雇用相談援助事業」が始まっています。◆ 障害者雇用に関する相談援助を行う事業者から、

(「障害者雇用相談援助事業」利用のご案内: https://www.mhlw.go.jp/content/001245754.pdf)



- 加齢により職場への適応が難しくなった方に、職務転換のための能力開発、業務の遂行に必 要な者の配置や、設備・施設の設置等を行った場合に、助成が受けられるようになりました。
- ◆ 障害者介助等助成金の拡充 (障害者の雇用管理のための専門職や能力開発担当者の配置、介助 者等の能力開発への経費助成の追加)や職場適応援助者助成金の拡充(助成単価や支給上限額、 利用回数の改善等)の他、職場実習・見学の受入れ助成を新設しました。

(各種助成金の詳細はこちら:https://www.jeed.go.jp/disability/subsidy/index.html



۵ م

障害者雇用納付金の取扱いはどうなるのでしょうか? 01.

- ①令和6年度分の障害者雇用納付金について(※申告期間:令和7年4月1日から同年5月15日までの間) 新しい法定雇用率 (2.5%) で算定していただくことになります。 A1
- <u>3合和8年度分の障害者雇用納付金について</u>(※申告期間:合和9年4月1日から同年5月17日までの間) 令和8年6月以前については2.5%。

令和8年7月以降については2.7%で算定していただくことになります。

障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか? QZ.

- 障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、様々な支援制度をご利用いただけます。サポー トを実施している機関は様々ありますので、まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。 AZ.
- ▶「障害者雇用のご案内」: https://www.mhlw.go.jp/content/000767582.pdf



03. 今後の法定雇用率について、国や地方公共団体等の取扱いはどう変わりますか?

国や地方公共団体等の法定雇用率については、令和8年7月1日から3.0%と民間企業と同様に引き上げとなりま す。また、都道府具等の教育委員会の法定雇用率については、令和8年7月1日から2.9%となります。 A3

なお、除外率制度について、民間企業と同様に令和7年4月から10ポイント引き下げられました。